

鳥取県立博物館の博物館資料収集「基本方針」(案)

令和 年 月 日 鳥取県立博物館協議会確認

自然、歴史・民俗及び美術の各分野を取り扱う総合博物館である鳥取県立博物館が収集する資料は、博物館法に則って、その設置目的を実現するために必要なすべての資料とする。

一方で、昭和47年度に設置された本館は、収蔵庫や展示室の狭隘化が深刻な問題となり、平成28年度末には美術分野を独立する方針が決定されたものの、収蔵資料を適切な広さや環境で保管して将来に引き継ぐことは今後も継続する課題である。

よって、博物館資料(当館が所有し収蔵資料管理システムに登録する資料)として資料を採集(拾得等)、購入、製作又は寄贈受入れするときは、収蔵庫等の容量を十分に勘案しつつ、次の基本方針等により実施するものとする。

1 基本方針

- (1) 鳥取県の自然、歴史・民俗及び美術(以下「3分野」という。)に関する資料の全てを収集の対象とする。
- (2) 3分野に関して、常時展示又はテーマを設定して展示するために必要な資料は、計画的かつ重点的に収集する。
- (3) 鳥取県に関する資料と比較して展示等を行うことで、鳥取県に関する資料を補完し、又は両資料の関連を紹介でき、もって鳥取県の特徴等の理解が高まる資料はできる限り収集する。

2 分野別方針

(1) 自然分野

- ア 鳥取県内に存するもの又は存したもの(鳥取県沿岸の漂着動物等を含む)。
- イ 既存の博物館資料等と比較考量して、調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。
- ウ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会自然部会専門委員の意見を聞くことができる。

(2) 歴史・民俗分野

- ア 鳥取県民が所有するもの又は鳥取県内で出土したもの。
- イ 鳥取県にゆかりのあるもので歴史上又は学術上の価値が高いもの。
- ウ 既存の博物館資料等と比較考量して調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。
- エ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会人文部会専門委員の意見を聞くことができる。

(3) 美術分野

ア 美術作品の収集は「鳥取県にゆかりのある作家や、その作家とつながりのある作家の作品」を基本として次の基準を満たし、かつ鳥取県美術資料収集評価委員会の承認を得られたものとし、現存、物故を問わない。

(具体的な収集基準)

(ア) 鳥取県に関係した近世以前の美術作品

(イ) 鳥取県にゆかりのある近代作家の美術作品

(ウ) 鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品

(エ) 鳥取県の自然や風物などを題材にした美術作品

(オ) 郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品

イ なお今後は、策定された「鳥取県立美術館整備基本計画」を踏まえて、より広範囲の優れた美術作品等を収集するものとする。

鳥取県立博物館資料「分野別収集方針・同基準」(案)

令和 年 月 日 鳥取県立博物館協議会確認

自然分野

[収集方針]

- 1 鳥取県を中心とする地域の自然に関する資料
- 2 鳥取県の自然史を解明する上で重要になる資料

[収集基準]

- 1 鳥取県及び周辺地域の動物・植物・岩石・鉱物・化石資料
- 2 鳥取県の自然史の特徴を示すために必要な対比をするための各地の資料
- 3 鳥取県の自然史の理解を助ける世界各地の関連分類群の資料
- 4 当館と関連して研究を進めてきた、或いは鳥取県を中心に展開された学術活動の成果物
- 5 その他自然科学上重要な資料で、寄贈者が当館での取り扱いを希望するもの

歴史・民俗分野

・考古

[収集方針]

- 1 鳥取県を中心とする地域の考古に関する資料
- 2 考古学の上で基準となる資料

[収集基準]

- 1 鳥取県を中心とする地域の考古資料(特に散逸のおそれのあるもの等)
- 2 出土地域に関わらず、以下の諸点において、当県との関連が深いと認められる資料
 - (1) 資料自体が当地域の生産品であると認められる資料
 - (2) 資料自体が当地域の文化的影響がうかがえる資料又は、当地域の文化に影響を与えたと認められる資料。
- 3 考古学的に重要と認められる資料

・歴史資料

[収集方針]

- 1 鳥取県を中心とする地域の歴史に関する資料
- 2 日本史全体の流れの上で基準となる資料

[収集基準]

- 1 鳥取県の町方・村方・寺社方・近現代文書等、一括資料
- 2 因幡・伯耆に関する歴史資料
- 3 鳥取県に関する文書・記録・図書、及び当県に関係する人物などの文書・記録
- 4 鳥取県に所在した歴史的価値が高い資料の収集
- 5 地域性にこだわらず、古文書学上、基準の様式を具備する各時代の基本的文書
- 6 地域性にこだわらず、書誌学上、重要な典籍類の収集(代表的な出版物・写本など)
- 7 著名なコレクションで散逸のおそれがある資料
- 8 鳥取県の災害関係資料

・民俗

[収集方針]

- 1 鳥取県を中心とする地域の民俗に関する資料
- 2 民俗学の上で基準となる資料

[収集基準]

- 1 鳥取県の民俗芸能用具並びに儀礼・信仰関係用具
- 2 民俗事象を表す写真・映像・音源などの資料
- 3 地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料
- 4 機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の制作依頼を含む)
- 5 農具・養蚕具・製紙用具・亜炭採掘用具・漁具については館蔵品の補完的収集
- 6 鳥取県で制作され、使用された機器等